

富山奨学金返還助成制度

助成対象者Q & A

1 助成対象申請

Q 県外出身ですが、対象になりますか。

A 県外の大学等に在籍の方は、県外出身者でも申請可能です。

Q 既卒者は対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 理工系にはどのような分野が含まれますか。

A 理学、工学、農学、薬学、環境及びデザイン（これらに準ずる分野を含む。）に関する専攻が含まれます。該当するか不明な場合は、個別にお問い合わせください。

Q 対象企業での雇用形態は、パートや嘱託職員でも対象になりますか。

A 正規職員のみが対象となります。

Q 既に対象企業から内定をもらっている場合、申請可能ですか。

A 既に内定をもらっている場合は、申請できません。

Q 助成対象者となった場合、他の企業への就職活動に制限はありますか。

A 一切制限はかかりません。

Q 県外在住ですが、住民票を移していない場合、対象となりますか。

A 県外在住の大学生等であれば対象となりますが、アパートの契約書等、県外に居住していることが証明できる書類を提出してください。

Q 他の奨学金返還助成制度との併用は可能ですか。

A 市町村等から、本助成金と趣旨や対象を同じくする助成金の交付を重複して受けることは認められていません。認定後、他の奨学金返還助成制度を利用する場合、速やかに県に報告してください。

Q 日本学生支援機構第二種奨学金は対象になりますか。

A 対象になりません。

2 助成対象認定後

Q 助成対象者の認定を受けた後、大学等を留年、休学、停学した場合はどうなりますか。

A 認定を取り消します。

Q 認定後、必ず対象企業に就職しなければならないのですか。

A 必ず対象企業に就職しなければいけないものではありません。ただし、本制度は対象企業に就職した場合のみ助成を受けることができるため、対象企業以外に就職した場合は助成対象外となります。

Q 認定後、就職ではなく進学した場合、どうなりますか。

A 助成対象外となります。

3 助成金

Q 対象企業に就業後、助成金はいつからもらえますか。

A 対象企業に就業後、速やかに支給決定の認定申請をしていただきます。就業した年度の翌年度から、毎年4月末までに助成金の交付申請をしていただき、返還した奨学金に相当する額を確認後、お支払いいたします。

Q 助成対象期間中に受けた助成金は、その後対象資格外となった場合には返還しなければならないのですか。

A 原則として、助成対象期間中に受けた分は返還不要ですが、対象資格外となった場合は返還を要します。

4 就業後

Q 県外勤務になった場合、助成金は受給できますか。

A 対象企業に就業していることが確認できれば、県外事業所に異動になった場合も、助成の対象となります。

Q 産休、育休、病休等により休業し、奨学金の返還の猶予を受けた場合、助成金は受給できますか。

A 上記の理由により、奨学金返還の猶予を受けた場合は、その期間は助成対象外となります。猶予を受けた期間は、助成期間を延長します。

休業した場合は、速やかに県に報告してください。

Q 年度途中で退職した場合、助成金は受給できますか。

A 退職した日までに返還した奨学金を助成対象経費とします。
退職した場合は、速やかに県に報告してください。

Q 奨学金の繰上償還する場合、助成金は受給できますか。

A 繰上償還した年度は、実際にその年度に返還した奨学金もしくは限度額（助成対象奨学金を10で除した額）のいずれか少ない額を助成しますが、翌年度以降は助成しません。

繰上償還をする場合は、速やかに県に報告してください。

Q 奨学金を滞納した場合、助成金は受給できますか。

A 正当な理由なく滞納した場合は、その時点で助成を打ち切ります。
滞納をする場合は、速やかに県に報告してください。

Q 奨学金の返還が免除された場合、助成金は受給できますか。

A 免除された場合は、免除分について助成対象外となります。
免除された場合は、速やかに県に報告してください。